

## くりの木保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、本園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	学校法人化度寺学園
所 在 地	多賀城市城南二丁目 21-1
電話 番 号	0 2 2 - 3 6 8 - 5 9 7 5
代表者氏名	理事長 根來興宣
法人が運営する事業所	幼稚園…多賀城高崎幼稚園 保育園…くりの木保育園

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	認可保育所	
施 設 の 名 称	くりの木保育園	
施 設 の 所 在 地	多賀城市東田中 1 丁目 23 番 15 号	
連 絡 先	電話番号 0 2 2 - 7 9 4 - 8 8 4 5 FAX 0 2 2 - 7 9 4 - 8 8 4 6	
管 理 者	園長 堀 留美	
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする 2 歳までの児童	
利 用 定 員	0 歳	9 人
	1 歳	1 8 人
	2 歳	2 3 人
開 設 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	
認 可 年 月 日	令和 3 年 3 月 2 9 日	
確 認 年 月 日	令和 3 年 3 月 2 9 日	
事 業 所 番 号	0403-201-8	

### 3 事業の目的・運営方針

くりの木保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭や地域との緊密な連携の下に、利用園児の状況や発達過程を踏まえ、安定した環境のもとで十分に自己を発揮できるようにし、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域とのさまざまな社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援

等を行うよう努めるものとする。

(4) 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(5) 当園は、保育目標「心身共に健康で意欲のある子供、思いやりと豊かな感情を持つ子供」を達成すべく事業を実施するものとする。

#### 4 施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	1,238.47 m <sup>2</sup>
	園庭	191.10 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造 耐火・耐震建築物
	延べ面積	484.72 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	乳児室とほふく室は兼用
保育室	2室	1歳児・2歳児クラス
ホール（プレイルーム）	1室	子育て支援室と兼用
調理室	1室	
事務室	1室	
絵本スペース	1室	
調乳室	1室	
医務室(医務コーナー)	1室	
乳幼児用便所 (木浴室含む)	2室	
園庭	1面	

※防犯カメラやオートロックを導入し、外部からの入室を管理し、関係者または許可された者以外は入室できないようになっています。

#### 5 職員の設置状況

##### (1) 職員数

職種	員数	備考
園長	1	
園長代理	1	
主任保育士	1	
保育士	17	非常勤1名、常勤はローテーション勤務 保育補助者1名(非常勤)
栄養士	1	外部委託
調理員	3	外部委託
事務員	1	

当園では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年宮城県条例第91号。以下「設置基準」という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

員数については、原則の配置数となりますので、退職等により一時的にこれを下回ることがあります。

保育士の員数については、園児の人数等の状況、雇用形態の違い等により、これに上限する場合があります。

## (2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
園長	勤務時間帯（7：00～19：30）のうち7時間45分
主任保育士	勤務時間帯（7：00～19：30）のうち園長が指定する7時間45分
保育士	勤務時間帯（7：00～19：30）のうち園長が指定する時間（常勤7時間45分、非常勤6時間程度）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：45～16：45）
調理員	正規の勤務時間帯（7：45～16：45）
	勤務時間帯（7：00～19：30）のうち園長が指定する時間（常勤7時間45分、6時間程度）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日は休園となります。

また、災害等によりやむを得ない場合は、臨時で休園することがあります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次の時間のうち保護者が保育を必要とする時間とします。

7:15	8:30	16:30	18:15	19:15
延長保育①	保育短時間	延長保育①	延長保育②	
保育標準時間				延長保育②

※延長保育①は、保育短時間の場合にのみ発生します。

※延長保育を利用の場合は、別途保護者負担金が必要となります。

※0歳児の延長保育②の利用は、相談の上決定します。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間
  - ・7:15～18:15の範囲内で勤務時間及び通勤時間の利用ができます。
  - ・やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18:15～19:15の延長保育をします（月曜日～金曜日）。希望する場合は別途、当園に申し込みと延長保育料が必要になります。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間
  - ・8:30～16:30の範囲内で勤務時間及び通勤時間の利用ができます。
  - ・やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7:15～8:30及び16:30～18:15の延長保育をします（月曜日～金曜日）。希望する場合は別途、当園に申し込みと延長保育料が必要になります。
- (3) 土曜日の保育は、両親が仕事の場合利用できます。
- (4) 保護者がお休みの平日で、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、8:30～16:30の間で保育をします。事前にご相談ください。
- (5) 新しく入園したときは、無理なく当園に慣れるために慣らし保育にご協力ください。
- (6) 教育・保育の内容・特徴

### ①自然を心と体で味わう

土と水を使える環境を設定し、暖かい時期は、どろんこや水遊びを存分に行ったり、寒い時期は氷を作ったりと植栽や活動を通して、四季を感じることもできる環境を作ります。

### ②伸び伸びと遊ぶ

未満児中心の施設だからこそ、その生活リズムと発達に合わせた環境を設定します。

特に、見るもの触れるものすべてが初めての経験であることが多く、そのため興味・関心も育つ時期です。

また、この時期の遊びは、興味関心のあるものへの確認作業であったり、そのものの意味を知る大切な行動です。園外の環境では、危険だから、汚れるからという理由で、遊びや活動が制限され、必要な経験が十分にできないことがあります。適切な環境の中で専門の保育士が安全に配慮して配置していますので、それぞれの活動が十分にできる環境があります。

### ③しっかり育つ

設置基準に従って、面積や保育士を配置し、子供たちの成長を毎日観察、記録し、保護者と共に子供たちの成長を支えます。また、常に保護者に寄り添い、子育ての悩みなどにも相談できる体制を作ります。

## 9 保育園の1日

0・1・2歳児	
7:15	開園 保育標準時間開始 順次登園 遊び
8:30	保育短時間開始
9:30	おやつ、朝の会
10:00	中心活動
11:00	食事(年齢によって前後する)
12:00	午睡(年齢によって前後する)
14:30	起床
15:00	おやつ、帰りの会・自由遊び
16:30	保育短時間終了 延長保育①開始
18:15	保育標準時間終了 延長保育②開始(土曜日なし)
19:15	降園完了、閉園

## 10 食事の提供

園児の年齢に応じ、次のとおり食事の提供を行います。

年齢	内容
0歳	ミルク、月齢に応じた離乳食、おやつ
1・2歳	完全給食、午前・午後のおやつ

※一人一人の成長の段階に応じた内容とするため、上記と異なる対応である場合があります。

※献立表は毎月別途お知らせします。

### (1) アレルギー対応について

医師が食物アレルギーと診断した場合に、保護者と栄養士が相談の上アレルギー除去食を提供します。ただし、内容により対応できない場合もあります。

### (2) 感染症について

学校保健安全法施行規則では、予防すべき感染症及び罹患した場合の出席停止期間等が定められています。感染症対策ガイドラインに準じて対応します。感染症発症や流行を防ぐように対応しますが、発症した場合はかかりつけの医師の指示に従ってください。登園許可があった場合は「保育施設登園申立書」の提出をお願いします。

## 11 地域保育活動（異年齢児交流事業）

当園の園児が当法人の運営する多賀城高崎幼稚園の園児と協同活動を通じた交流を行う事業および地域の子育て世代の援助として次の内容を行います。

- (1) 幼稚園の園庭で伸び伸び遊んだり、日常生活にふれたりなどの交流をとおし異年齢における遊びの楽しさや、興味関心を広げる。
- (2) 園児が、今後より大きな集団生活に入るための準備として、必要な経験が得られる活動を提供する。

## 1 2 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けたお住まいの市町村に対し、その市町村が定める保育料をお支払いいただきます。なお、非課税世帯の0才児クラスから2才児クラスの児童は保育料が無償化されます。

延長保育については、下記に掲げる料金を毎月お支払いいただきます。

ア 延長保育① 月額 1,100 円

イ 延長保育② 月額 2,000 円

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。なお、お支払方法については、別途お知らせします。

## 1 3 利用の終了に関する事項

当園では、次の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用園児が3歳に達した日以後、最初の3月31日を経過したとき。
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 1 4 申請内容の変更に関する事項

教育・保育給付認定の申請書類に変更が生じた場合には、教育・保育給付認定変更申請書兼記載内容変更届の記載をお願いしています。変更が生じる月の前月の25日までにご提出ください。

提出がない場合、保育料に不利益な影響がある場合がありますので、変更があった場合は、速やかに当園又は多賀城市までお問い合わせください。

## 1 5 秘密保持

当園では、管理者及び職員並びに職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員に対して、厳しく指導をしています。

また、園児に関する情報についても、法の規定がある場合を除き、同意なく、他の者に提供することはありません。ただし、地方公共団体等が収集する場で事務の執行上やむを得ないと認められる場合及び園児の生命又は身体の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。

提供する場合にあっては、提供したものに対して、本人の同意なく他の目的又は他の施設等への使用若しくは提供を行わない旨誓約させます。

## 1.6 嘱託医

当園は、次の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科、小児科

医療機関の名称	利府仙塩総合病院
院長名	鈴木寛寿
所在地	利府町青葉台二丁目 2-108
電話番号	022-355-4111

### (2) 歯科

医療機関の名称	多賀城駅北口歯科
院長名	松本重樹
所在地	多賀城市中央二丁目 8-1-1F
電話番号	022-253-7468

## 1.7 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の別途指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。ただし、園児のかかりつけの医療機関が休診日等診察を行えない状況であり、かつ、緊急連絡先との連絡が速やかに行えない場合には、事前の連絡なく嘱託医に診療を依頼することがあることをご承知おきください。

## 1.8 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を次のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・解決責任者 園長 堀 留美 ・窓口担当者 主任保育士 津田由紀子 ・利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 022-794-8845 FAX 022-794-8846 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	佐々木正範	電話番号 022-365-3396 多賀城市子ども育成会連合会会長
	柴田十一夫	電話番号 022-368-0303 多賀城市町内会長連絡協議会会長
行政機関	宮城県 子育て社会推進室	電話番号 022-211-2529
	多賀城市保健福祉部 子ども政策課	電話番号 022-368-1141 内線184

※当園では、要望・苦情等があったことにより、当該要望・苦情等を行った保護者の特定や園児への差別的取り扱いを行いませんので、ご安心ください。

## 19 不当介入、不当要求に対する措置

当園は、当局の指導により、保育園の運営に当たり暴力団員による不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、多賀城市に対しその旨を報告します。

また、暴力団員ではない保護者等からの不当要求を受けた場合にも、これに準じた対応を行います。

## 20 児童虐待（DV）に対する措置

当園では、児童福祉に関連する施設として、児童虐待をなくし、子供たちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務があります。

また、出産や子育てに関する悩みや疑問についてもいつでもお気軽にご相談ください。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、当園、児童相談所（電話189）又は多賀城市保健福祉部子ども家庭課までご連絡ください。

## 21 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
備蓄等	・非常用食糧 有 ・飲料水 有 ・日用品 有 ・自家発電装置等 無

## 22 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
保険の内容	負傷、疾病、障害、死亡に対して災害給付
保険金額	315円

## 23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、当園内における他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
保護者会	当園に保護者会はありません。

## 同意書の提出

この書類の配布により、施設の概要・重要事項の説明ことへの同意書の提出をお願いします。（提出がない場合入園ができません）

また、いただいている個人情報の提供の同意書についても、提出の協力をお願いします。

なお、この説明及び同意書の提出は、入園を意味するものではありません。入園については、後ほど市から通知がなされます。

## 別表

### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額 (税込)
おむつに係る費用	おむつ処理料※3 ●原則園で処理します。2歳児は利用者のみ	月額 300円
	紙おむつ定額サービス※1 ●0歳児・1歳児は、原則利用していただきます。	月額 2,508円
紙エプロン・手口ふきに関わる費用	紙エプロン・手口ふき定額サービス※2 ●希望者のみ	月額 877円
	紙エプロン・手口ふき処理料※3 ●利用者のみ	月額 50円
月刊絵本	児童が個人で使用する絵本 (2歳児のみ) ※3	月額 410円
保険費	乳幼児の保険加入料	年額 315円

※1、BABY JOB(株)が提供するおむつとおしりふきがセットになった「手ぶら登園」サービスを利用するものです。

※2、BABY JOB(株)が提供する紙エプロンと手口ふきがセットになった「手ぶら登園」サービスのオプションサービスです。

※3、おむつ処理料、紙エプロン・手口ふき処理料と月刊絵本代は、4月と10月に6か月分をまとめて徴収し、途中退園や転園等があった場合は、差額を返金します。

### 2 入園に要する実費に係る利用者負担金 ※すべて税込み

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
カラー帽子※1	クラスごとのカラー帽子	1,080円
園児用名札※2	クラスごとの名札	140円
保険費	児童の保険加入料	年額 315円

※1、0歳児から購入していただきます。進級時の買い替えはありません。

※2、0歳児から購入していただきます。進級時の買い替えがあります。

### 3 行事に係る費用

遠足や園外保育などの行き先により、入場料等が必要な場合は実費徴収することがあります。徴収が必要な場合の振替月は10月と3月です。  
※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。

### 4 その他の費用

- ・ ICカードの追加または、紛失等による再発行の場合には、カード代を1枚につき350円(税込み)の実費で購入することができます。
- ・ 振替手数料(96円)は、保護者負担になります。

※残高不足で振替ができなかった場合でも、振替手数料(96円)は翌月に引き落としされます。(前月分と当月分の手数料(96円×2)の負担になります。